

※発注品の「型式・材質・納期・仕様書記載品以外の同等品認定・その他の内容」等について疑義がある場合は、事前に仕様書記載の担当課へ直接問い合わせること(但し、担当者が一時不在の場合等があるので注意すること)。担当者の事前承認なき場合は、仕様書記載どおりに履行すること。見積書の質疑・同等品認定、随意契約伺への無承認事項の記載、落札後の条件変更等は認めない。

仕 様 書

1. 件名 希硫酸外4件

2. 納入場所 小呂島簡易水道施設

夫婦石浄水場にて検査後、小呂島簡易水道施設内薬品貯蔵庫まで運搬・搬入すること。

3. 納入期限 令和8年3月6日 まで

4. 小呂島の道路事情により、島内の運搬車両は小型車（2トン積以下）を使用すること。
(道路幅約2.5mの舗装道路で運搬距離約700m)

5. 小呂島簡易水道設備に保管している、使用済みの空缶 50 缶を回収すること。

6. 運搬方法及び保管方法については、関連法規及び規則を遵守のうえ行うこと。

7. 契約後、速やかに夫婦石浄水場担当者と納入日、運搬方法について打合せをすること。

8. 試験成績書を提出すること。

9. 薬品の運搬・搬入時は、小呂浄水場係員の立会のうえ納入すること。

10. 購入薬品表

	薬品名	規格	単位	数量	サンプル提出
1	希硫酸	70% 工業用 20kg ポリ缶入り 詳細は別添仕様書を参照	缶	15	有
2	苛性ソーダ	25% 食品添加用 20kg ポリ缶入り	缶	10	有
3	次亜塩素酸ソーダ	JWWA K120:2008-2 品質一級品適合 20kg ポリ缶入り 詳細は別添仕様書を参照	缶	8	有
4	精製水	ポリ缶入り 20kg	缶	10	無
5	ポリ塩化アルミニウム	20kg JWWA K154適合品 ポリ缶入り	缶	8	有

※ 輸送費を含む。

問合せ先：水道局浄水部夫婦石浄水場

担当者：橋口 千熙

電話番号：092-862-2589

希硫酸 仕様書

1. 規格

下記の（ア）、（イ）の要件を満たすもの

（ア）硫酸分（H₂SO₄）が70%以上

評価方法はJWWA K134:2005 水道用硫酸に基づくものとする。

（イ）水道法第5条第4項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日厚生省令第15号）第1条第16号別表第一における基準に適合すること。なお、最大注入率は50mg/Lとする。

評価方法は最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課通知）に基づくものとする。

2. 提出物

納入業者は納入時までに下記（ア）または（イ）を夫婦石浄水場へ提出すること。

（ア）（公社）日本水道協会の薬品認証登録を受けている場合

- ① 認証登録証（納入期限まで有効であること）の写し
- ② 製品の試験成績表（1.規格（ア）、（イ）に適合したもの）

契約日前1年以内に、自社または第三者機関（水道法第20条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事務所）で実施した成績表

（イ）上記（ア）以外の場合

- ① 製品の試験成績表（1.規格（ア）、（イ）に適合したもの）
- 契約日前1年以内に、第三者機関（水道法第20条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事務所）で実施した成績表

次亜塩素酸ソーダ 仕様書

1. 規格

下記の（ア）、（イ）の要件を満たすもの

（ア）JWWA K 120:2008-2 の品質 一級で、下表に適合するもの

項目	単位	規格
有効塩素	(%)	6.0 以上
外観		淡黄色の透明液体
遊離アルカリ	(%)	2 以下
比重(20°C)		1.08 以下
塩化ナトリウム	(%)	2.0 以下
塩素酸	(mg/kg)	2,000 以下
臭素酸	(mg/kg)	25 以下

（イ）水道法第 5 条第 4 項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号）第 1 条第 16 号別表第一における基準に適合すること。なお、最大注入率は 100mg/L とする。

評価方法は最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課通知）に基づくものとする。

2. 提出物

納入業者は納入時までに下記（ア）または（イ）を夫婦石浄水場へ提出すること。

（ア）（公社）日本水道協会の薬品認証登録を受けている場合

- ① 認証登録証（納入期限まで有効であること）の写し
- ② 製品の試験成績表（1.規格（ア）、（イ）に適合したもの）
契約日前 1 年以内に、自社または第三者機関（水道法第 20 条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事務所）で実施した成績表
- ③ 納入する製品と同一ロットのサンプル（500g 程度を 2 本）

（イ）上記（ア）以外の場合

- ① 製品の試験成績表（1.規格（ア）、（イ）に適合したもの）
契約日前 1 年以内に、第三者機関（水道法第 20 条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事務所）で実施した成績表
- ② 納入する製品と同一ロットのサンプル（500g 程度を 2 本）